

(案)

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和5年 月 日

(名称) 村上市地域公共交通活性化協議会
(代表者) 会長 村上市長 高橋 邦芳

1. 生活交通改善事業計画の名称				
村上市生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）				
2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性				
<p>村上市の人口に占める要介護（要支援）者の割合は、年々増加傾向で推移しており、令和5年4月1日現在、55,490人の人口に対して4,144人の方が認定を受けている。</p> <p>この傾向は当市の高齢化率を考慮すれば、今後も増加する見込みである。</p> <p>そこで、要介護者や高齢者等が日常生活を送るうえで、公共交通を利用できる環境を整備することは欠かせない要件となっており、特に、ドアツードアの唯一の公共交通機関であるタクシーのバリアを解消していくことは、要介護者・高齢者等移動困難者の外出を支える取り組みとして重要な役割があると思われる。</p> <p>よって、移動困難者のニーズに応えられる福祉タクシーを積極的に配置することが必要である。</p> <p>■村上市要介護及び要支援認定者数の推移</p>				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認定数	4,028人	4,070人	4,113人	4,085人
3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果				
(1) 事業の目標				
利用状況や今後の需要を勘案し、福祉タクシー車両の増加を図る。				
(2) 事業の効果				
福祉タクシー車両が増加することにより、要介護者および高齢者等の外出機会が増加する。また、通院等に利用しやすくなるために、通院患者等の利便が向上する。				
4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者^注				
(1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）				
<p>(内容及び実施事業者の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容：スロープ付きタクシー車両を導入（1台 マツダフレアワゴン） ・実施事業者：株式会社瀬波タクシー 代表取締役 大滝徳蔵 ・実施事業者の身体・知的・精神障がい者手帳所持者における運賃割引率 身体…1割引、知的…1割引、精神…設定無し 				
<p>(内容及び実施事業者の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容：リフト付きタクシー車両を導入（1台 トヨタハイエースウェルキャブ） ・実施事業者：有限会社下越介護サービス 代表取締役 遠山忠六 ・実施事業者の身体・知的・精神障がい者手帳所持者における運賃割引率 身体…1割引、知的…1割引、精神…1割引 				

(2) 関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）												
該当なし												
5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 ^注												
令和5年度（当該年度）												
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合							
福祉タクシー の導入	6,649千円	1,400千円	千円	千円	5,249千円							
	100.0 %	21.1 %	%	%	78.9 %							
	千円	千円	千円	千円	千円							
	%	%	%	%	%							
合 計	6,649千円	1,400千円	千円	千円	5,249千円							
	100.0 %	21.1 %	%	%	78.9 %							
令和6年度（翌年度）												
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合							
	千円	千円	千円	千円	千円							
	%	%	%	%	%							
	千円	千円	千円	千円	千円							
	%	%	%	%	%							
合 計	千円	千円	千円	千円	千円							
	%	%	%	%	%							
6. 計画期間 ^注												
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載												
事業の名称	令和5年度				令和6年度				令和7年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
福祉タクシー の導入	●交付決定日以降着手 ←—————→ ●3月31日完了											

7. 協議会の開催状況と主な議論	
令和5年6月22日：村上市地域公共交通活性化協議会で事業内容について協議 (協議が整った日：令和5年6月22日)	
8. 利用者等の意見の反映	
協議会には、各種団体等から利用者及び住民の代表が参加しており、協議会での議論を反映して計画を策定した。	
9. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	新潟県村上地域振興局地域振興監
関係市区町村	村上市企画戦略課
交通事業者・交通施設管理者等	東日本旅客鉄道株式会社新潟支社総務部企画戦略室長 新潟交通観光バス株式会社代表取締役 村上市ハイヤー・タクシー協会代表 国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所計画課長 国土交通省北陸地方整備局羽越河川国道事務所長 新潟県村上地域振興局地域整備部副部長 村上市建設課長 新潟県村上警察署交通課長
地方運輸局	国土交通省北陸信越運輸局交通政策部交通企画課長 国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局首席運輸企画専門官
その他協議会が必要と認める者	長岡技術科学大学大学院教授 村上商工会議所代表 村上市4商工会代表 村上市各地区区長会代表 村上市内高等学校PTA代表 村上市老人クラブ連合代表 村上市観光協会代表 新潟交通労働組合観光バス部会阿賀北支部村上分会長 村上市学校教育課長 村上市介護高齢課長

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 新潟県村上市三之町1番1号

(所 属) 村上市企画戦略課地域交通政策室

(氏 名) 天井 啓喜

(電 話) 0254-53-2111内線3840

(e-mail) jichi-sk@city.murakami.lg.jp

「注」マークは現時点で未確定のため、申請時には修正になる可能性があります。